

平成25年度
鹿児島大学法科大学院

C日程

法律学試験問題(Ⅰ方式)
「民法」

平成25年1月27日(日)
10時00分～11時30分

答案作成上の注意

1. 「解答はじめ」の合図があるまで、この1ページ目を表にして、この問題冊子を開かないこと。
2. 問題冊子は、このページを含めて3ページある。
3. 試験(解答)用紙は4枚配布する。
4. 試験用紙の受験番号欄に受験番号、試験科目欄に試験科目(民法)を記入すること。
5. 試験用紙右上の「No.」欄に、ページ番号を記入すること。
6. 白紙答案がある場合でも、すべての用紙に受験番号(横書き)、試験科目、ページ番号を記入して、必ず4枚すべてを提出すること。
7. 解答は、すべて試験用紙の指定された欄に、横書きで記入すること。
8. 試験終了後、この小論文問題冊子と下書き用紙は、持ち帰ってよい。

民法(配点200点)

〔問題1〕(配点100点)

Bは、A所有の甲建物を敷金 50 万円、賃料月 15 万円で借りていたが、台風のため建物の一部が破損し、雨漏りした。BはAに修繕を依頼したが、Aが応じないため、自己費用 50 万円で修繕をした。その後、Aから、賃料を払わなければ解除するとの催促にもかかわらず、Bは、修繕費用のこともあり、賃料を支払わずにいた。2 か月後、Aから賃料支払いを求められたが、支払わずにいたところ、Aは賃貸借契約解除と甲建物の明渡を求めてきた。

Aの請求が認められるかを綿密に検討せよ。

〔問題2〕(配点100点)

妻子あるA男は、B女との愛人関係を維持継続するため、所有権者Eから賃借している土地上に建築中の甲建物を完成したら贈与をすると約束した。Aは、平成 16 年に、完成した建物を約束どおりBに引き渡した。

当初、Aは、妻C及び長女Dとともに暮らしながら、週に 1 ～ 2 日、Bのもとを訪れる程度であったが、平成 17 年にCが死亡した後は、甲建物を生活の拠点とし、A Bは夫婦同様の生活を送っていた。ところが、平成 18 年頃から不仲となったため、AはDと生活を共にするようになった。その後、Aは、甲建物について自己の所有権を主張し、Bに断りなく甲建物についてA名義の保存登記をしている。Aは、平成 24 年に、Bに対して甲建物の明渡しを請求しようとした矢先、急死した。Aの遺産は、すべてAの唯一の相続人であるDが相続した。

DはBに対し甲建物の明渡しを求めたい。Dは自らの請求を基礎づけるためにどのような事実を主張していけばいいか、Bはどのような反論をすることができるかを検討せよ。また、BはDに対しどのような請求をすることができるか、その請求が認められるかを検討せよ。

なお、A E間の借地契約において、借地権の譲渡を自由に行い得るものとする特約があるものとして考えてよい。